

第3回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第9号議案「芦屋市中心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

前回の最後にこの内容についての理解はいただいたところですが、この名称についてということで付議として残っておりまして、改めてこの場での審議をお願いしたいと思います。

浅井委員) 就学時だけではなくて、その後も一貫した支援を行っていく委員会という内容を正確にあらわす名称であると考えます。それで結構かと思います。

学校教育課主幹) はい、ありがとうございます。

教 育 長) 確認ですが、「等」というのは何を意味するのですか。

学校教育課主幹) 「児童等」ということは、児童以外、幼児または生徒、幼稚園・小学校・中学校という意味で児童等としているものです。

教 育 長) 要支援児童等というのは二通りの解釈があって、要支援児童などという解釈と、要支援の児童等という解釈ができますが。

要支援でない、配慮を必要とする子ども場合によっては含まれるということではないのですね。

学校教育課主幹) 支援が必要な児童・生徒・幼児と考えます。

浅井委員) 「要支援」というくくりになるのか、配慮を必要とするとなると、また少し対象が広がるのではないかと思いますので、「等」にはそういう意味と、そして児童・幼児という、二通りの意味が含まれていますねということですが。

学校教育課主幹) 配慮の必要な子どもについては考えております。

浅井委員) はい、承知しました。

教育長) その2つを加味した名称だと理解してよろしいですか。

学校教育課主幹) そうです、はい。

教育長) これだけ確認しておきたいと思います。多分、委員からもそういう意見もあったのではないかと考えていますが。

木村委員) 余談ですが、今の話で、幼児と児童と生徒という表現は、行政用語か法律で厳密な区分けがあるのですか。

学校教育課主幹) 学校現場では小学校の子どもたちは児童、中学校の子どもたちは生徒、幼稚園に通っているのは幼児という形で区分けしております。

木村委員) そういう3つの区分けであるのですね。

学校教育課主幹) はい。

木村委員) わかりました。

教育長) 現行のところは「心身障害児適正」となっていますが、今度は「要支援児童」になっているので、おっしゃるようにその3つの範疇と、もう一つは配慮を要する子たちも含めて、大きくいけるように、あえてこの名称に「等」をつけたというふうには解すれば、木村委員から今、御指摘があった部分についてもということになるのですか。

学校教育課主幹) はい。

教 育 長) 要は、この委員会がその子どもたちに対して適切に機能をさらにしていただきたいというのが全委員の思いではないでしょうか。

学校教育課主幹) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第9号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言